

## 『文場秀句』小考

——「蒙書」と類書と作詩文指南書の間

永田知之

### 一、「中朝の士子 止だ文場秀句を看て、便ち舉業を爲し、皆な公卿を竊取す」

『舊五代史』（974成書）卷一百二十六「馮道傳」に、次のような一節が見られる。

凡孤寒士子、懷才抱業、素知識者、皆與引用、唐末衣冠、履行浮躁者、必抑而置之。有工部侍郎任贊、因班退、與同列戲道於後曰、若急行、必遺下兔園冊。道尋知之、召贊謂曰、兔園冊皆名儒所集、道能諷之。中朝士子止看文場秀句、便爲舉業、皆竊取公卿、何淺狹之甚耶。贊大愧焉<sup>1</sup>。

馮道（882～954）は當時、後唐の宰相職に在った。「急ぐと『兔園冊』を落としてしまうぞ」という任贊の嘲弄に向かって、彼は「（それより低級な）『文場秀句』を「看」ただけで「中朝の士子」が科擧を受験しているではないか」とやり返しているわけである。

實はこの逸話には異傳が存する。馮道が『兔園冊』を用いていると嘲笑される點は他の文獻も同様だが、それに對して『文場秀句』という書名が出てくるのは先に挙げた『舊五代史』のみなのである<sup>2</sup>。だが、これら以外にも兩書の名を併記した資料が今に傳わる。

P.2721 雜抄一卷并序

59 〔上略〕經史何人修撰制注。史

<sup>1</sup> 『舊五代史』からの引用は、陳尚君（2005）3864 頁による。

<sup>2</sup> 『北夢瑣言』卷十九「談諧所累」に「宰相馮道、形神庸陋、一旦爲丞相、士人多竊笑之。劉岳與任贊偶語、見道行而復顧。贊曰、新宰相回顧何也。岳曰、定是忘持兔園冊來。道之鄉人在朝者、聞之告道、道因授岳祕書監、任贊授散騎常侍。北中村墅多以兔園冊教童蒙、以是譏之。然兔園冊乃徐庾文體、非鄙朴之談、但家藏一本、人多賤之也。」、また『新五代史』卷五十五「劉岳傳」に「宰相馮道世本田家、狀貌質野、朝士多笑其陋。道旦入朝、兵部侍郎任贊與岳在其後、道行數回顧、贊問岳、道回顧何爲。岳曰、遺下兔園冊爾。兔園冊者、鄉校俚儒教田夫牧子之所誦也、故岳舉以誚道。道聞之大怒、徙岳祕書監。」とある。

- 60 記司馬遷修。、三國誌陳壽修。、春秋孔子修。杜預注。、老子河上注。、三禮孔子修。鄭玄注。、周禮王弼注。、離騷經屈原注。  
 61 流子劉協注。、尔雅郭璞注。、文場秀孟憲子(\*)作。、莊子郭象注。、切韻六法言作。、毛詩、孝經、論語孔子作。鄭玄注。、  
 62 急就章史獻撰。、文選梁昭明太子召天下才子相共撰、謂之文選。、漢書班固撰修。、典言李德林撰之。、尚書孔安國注。、尚書  
 63 幾家書虞夏商周作。、兔園策杜嗣先撰之。、開蒙要訓馬仁壽撰之。、千字文鍾繇撰。李邕注。、周興嗣  
 64 次韻。〔以下略〕

(\*) 文場秀孟憲子作。 P.3649 作「文場秀句孟憲子作。」、P.3662 作「文長繡句、孟憲子」、  
 P.3671、S.5658 作「文場秀句、孟憲子作。」、S.4663 作「文場秀句 孟憲子作。」。

「雜抄」と總稱される殘卷は、ここに挙げた P.2721 以外にも何點か敦煌より發見されている。いま小論で取り上げる『文場秀句』の名が見える箇所のみ、それらとの異同を掲出した。

「雜抄」の内容・價值については既にいくつかの先行研究が存在する<sup>3</sup>。それが「一言以て掩はゞ簡單なる庶民常識百科全書・庶民常識訓とも謂ふべ<sup>4</sup>」きものだという點で、諸家いずれも異なるところは無い。先に引いたのは、その中でもこれだけは書名・撰者・注釋者名を知っておくべき、または實地に學習すべき典籍の名を掲げたと思われるいわば書目に相當する部分だ。この中に『兔園策(冊)』と『文場秀句』(いずれも佚書)が共に名を列ねている。

「雜抄」の成立時期については、中唐<sup>5</sup>、開元(713~741)より長慶(821~824)の間<sup>6</sup>、707~762年<sup>7</sup>、7世紀後半から8世紀前半<sup>8</sup>と論者によって意見が異なる。ただ、敦煌より殘卷が發見された『兔園策』や『開蒙要訓』と並べて書名が擧がる點を考慮すれば、『文場秀句』は唐代の社會において相當に流行していたと想像される。

小論で注目したいのは、そのうちの『文場秀句』である。馮道の口振りから考えて、五代のこの時期、同書がごく低級な内容の俗書と意識されていたことは事實であろう。そうでなければ、彼が『文場秀句』の名を擧げて任贊をやり込めた意味が分からなくなってしまう。

だが、その一方で「中朝の士子」はそれを「見て」、「學業を爲し」た、という記述も、また無視できないと思われる。この一節をどれほどの重みをもって捉えるかには、様々な態度があり得るだろう。しかし、いかに唐五代の科擧が箇人の

<sup>3</sup> 「雜抄」研究の歴史については鄭阿財、朱鳳玉(2002) 165-166 頁を参照されたい。

<sup>4</sup> 鈎括弧内は那波利貞(1974) 225 頁より引用。

<sup>5</sup> 那波利貞(1974) 235-251 頁参照。

<sup>6</sup> 周一良(1998) 271-275 頁参照。

<sup>7</sup> 鄭阿財、朱鳳玉(2002) 177-180 頁。朱氏は「雜抄」が張九齡(678~740)『珠玉鈔』である可能性を示唆しておられる。そうすると「雜抄」の成立年代はより早まることになる。

<sup>8</sup> 周丕顯(1995) 130-131 頁参照。

能力によってのみ合否を判定したわけではないにせよ、貴族の子弟が單なる啓蒙用の俗書、所謂「蒙書」に馮道から槍玉に挙げられるほど、頼るものであろうか。元來、作詩文の指南書めいた性格を有していたからこそ、彼らは『文場秀句』を用いたのではあるまいか。そもそも「蒙書」と作詩文指南書との間にどれほどの距離があったのか、また無かったのか。小論ではこういった問題を含め、『文場秀句』という文獻について、いささか考えてみたいと思う。

## 二、佚文から見た『文場秀句』の内容

『文場秀句』の佚文は、李銘敬氏によって既に収集されている<sup>9</sup>。いま李氏の成果を参照して、出典ごとに佚文を分類すれば、以下の15條を挙げることができる。

- a) 『倭名類聚抄』<sup>10</sup>（源順撰、931～938成書、平安時代の辭書）卷一「人倫部・男女類・朋友」：「文場秀句云、知音得意朋友篇事對也、故附出」。
- b) 『言泉集』<sup>11</sup>（澄憲撰、聖覺等補、鎌倉時代の唱導書）下「兄弟姉妹帖・共被」：「文場云、共被美服、兄弟共被而眠。雖有房室、不忍分胸也」。
- c) 同「同喰」：「文場云、同喰、趙孝常與兄弟四食、兄弟不在、不食也」。
- d) 同「推梨讓棗」：「文場云、推梨讓棗、孔融兄弟讓棗、王戎兄弟推梨」。
- e) 同「八龍」：「文場云、八龍、荀氏有子八人、時號爲八龍。語曰、時人、荀氏八龍、慈明無雙也」。
- f) 同「兩驥」：「文場云、兩驥、劉王生禮兄弟、兩人号爲兩驥」。
- g) 同「二陸」：「文場云、二陸、陸機陸雲兄弟二人、竝有文筆。機有贈弟詩也」。
- h) 同「三張」：「文場云、三張、張風兄弟三人、俱有文章。俗云、二陸入洛、三張減値也」。
- i) 『仲文章』<sup>12</sup>（撰者未詳、平安時代の教訓書）「學業篇・倚一萼之蔭」：「萼者、文場秀句云、鬼目草、編爲戸」。
- j) 同「貴賤篇・羸呂現世、雁猿衝於其威」：「文場秀句云、羸呂者、武藝臣也。手取弓、空雁離連落地、林猿捨友藏空也」。
- k) 『注好選』<sup>13</sup>（撰者未詳、注好選抄ともいう、平安時代の説話集）中「天名曰太極第一」：「文場秀句云、天云圓清。天刑圓、氣之輕清者、上爲天。又天云玄蓋。即天色玄故也」。

<sup>9</sup> 李銘敬（2003）63-66頁。李氏の論文は福田俊昭（1994）を除けば、現在までで唯一の『文場秀句』に關する專論であろう。佚文の出處以外にも、同論文からは啓發を受けた。

<sup>10</sup> 『倭名類聚抄』からの引用は倭名類聚抄（1968）〔箋注倭名類聚抄本〕54頁による。

<sup>11</sup> 『言泉集』からの引用は古典文庫639（2000）323-326頁による。「文場」が『文場秀句』を指すか否かには疑問もあるが、ここでは李銘敬（2003）65頁に従っておくことにする。

<sup>12</sup> 『仲文章』からの引用は、仲文章（1993）50、91頁による。

<sup>13</sup> 『注好選』からの引用は、新日本古典文學大系（1997）414、431頁による。

l) 同中「地稱爲清濁第二」：「文場秀句云、地云方濁。地之方、氣重濁者、下爲地。又地云方輿。地方在下爲輿」。

m) 同下「日名金烏第一」：「文場秀句云、日色赤故云金。日中有三足烏故云烏。亦日云陽烏。日爲陽精。亦日扶光。日出於扶桑山」。

n) 同下「月稱玉兔第二」：「文場秀句云、月色白故云玉。月中有兔故云兔。亦月云陰兔。亦月云娥影。恒娥爲月御。亦月云桂影。月中有桂。亦云景夜。亦望舒」。

o) 『遊仙窟』注<sup>14</sup>（年代不詳）：「孟獻忠文場秀句曰、絳樹者、古美妾也」（卷一「絳樹青琴、對之羞死」に對する注）。

o) を著した人物の國籍が不明<sup>15</sup>なのを除けば、全て日本人の手に成る文獻に見られる引用ばかりである。『日本國見在書目錄』（897 以前成書）の「十 小學家」には「文場秀句一卷」との著録が見える<sup>16</sup>。9 世紀末の日本に『文場秀句』が傳わっていたことは間違い無い。

また日本・成安注『三教指歸注集』（1088 成書<sup>17</sup>）には『文場鈔』という佚書からの引用が合わせて六條見られる。佐藤義寛氏の研究に従って、次にそれを全て挙げておく<sup>18</sup>。

p) 「陸□機文如蒼海。」

q) 「孫興公之文、金聲玉振。公作天台山賦成示文友曰、卿試擲地、當作金玉聲。于時才筆之士孫興公爲其冠。」

r) 「台者三台也。象三公也。鼎者鼎司也。三公象鼎足也。」

s) 「三槐者三公也、九棘者九卿也。司農卿、大尉卿、鴻臚卿、太常卿、宗正卿、太僕卿、光祿卿、侍尉卿等也。」（以上、卷上末）

t) 「蓬萊山上有金銀臺也。私云三嶼者三山也。」

u) 「九轉之神丹。注云九練成丹藥也。」（以上、卷中）

佐藤氏は「各書目には『文場盛事』『文場秀句』『文場纂要』等の諸書が見える。『文場鈔』はこれらの抄出本ではないかと思われる」<sup>19</sup>と述べておられる。筆者も『文場秀句』自體と斷定できぬまでも、『文場鈔』がそれと同類の文獻だった可能性は

<sup>14</sup> 『遊仙窟』注の引用は江戸初期無刊記本の景印を収める藏中進（1979）15 頁による。

<sup>15</sup> 『遊仙窟』注及びその研究史に關しては長田夏樹（2000）161-175、228-245 頁を参照。そこにも述べられていることだが注者については唐人、新羅人、日本人の諸説が存する。

<sup>16</sup> 矢島玄亮（1984）83 頁による。

<sup>17</sup> 成書年代を始め『三教指歸注集』については佐藤義寛（1992a）解説篇を参照されたい。

<sup>18</sup> 佐藤義寛（1992a）90、94、122、145 頁。底本の景印は佐藤義寛（1992b）に収める。

<sup>19</sup> 佐藤義寛（1992a）273 頁。ただし『玉海』卷五十一「藝文・典故」の「文場盛事」條に「一卷、不知作者、載唐人世取科策、及父子兄弟門生座主同時者。」とある。即ち『文場盛事』は掌故の書だから、同名異書でない限り、『文場鈔』との關係を想定する必要は無い。

高いと考える。

その理由は先に挙げた『文場秀句』佚文との形式の類似である。a) から o) までの大部分が「A とは B である」という形によって語彙・成句の定義を示すのみであって、典拠となる古典を明示しようとはしない。一部にやや語源の説明めいた記述はあるが (k~n)、それらとて大したものではない。p) より u) に至る『文場鈔』の佚文が假にこの中に混入したとしてもさほど違和感はあるまい。今一つ、そう思わせる資料をここで挙げておく。

P.2524 〔語對〕

〔上略〕

18 公卿

19 三槐 三公位也。、九棘 周禮、左九棘、大夫位焉、右九棘、公侯伯子男位焉、面三槐、三公位焉。、三台 三公位也、象三台星 〔中略〕

112 文筆 〔中略〕

119 潘江 陸海 潘岳、字安仁、文若江。陸機、字仕衡、文如海。 〔中略〕

261 兄弟

262 同饗 後漢趙李孝、字長平、常与兄弟同饗。兄弟不至、不先食也。又弟孝、礼被饗賊、將欲亨之。孝遂賊曰、礼瘦不如孝肥。賊遂感之、並放。、

263 共被 姜肱兄弟二人同被、及成長、以孝行著名。、推梨 孔融小時、食梨讓兄。、讓棗 王戎年三歲、得棗、青者自食、赤者与兄。、

264 八龍 漢時荀爽兄弟八人、号曰八龍。荀儉、荀靖、荀緄、荀爽、荀攸、荀慈等、並事荀叔之子、俱有賢行、時号賈氏三虎、荀氏八龍。、

265 兩驥 劉岱、字公山、劉繇、字守礼、礼兄弟二人、時号曰、兩驥之才。、三張 張載兄弟三人、俱有文華、時号曰三張。又曰、二陸入洛、三張減價。、

266 二陸 陸機、陸雲兄弟二人、俱有文華、時人号曰二陸。 〔中略〕

347 美女

348 〔中略〕絳樹 美姪也。魏文帝

349 与繁敏書曰、今之妙舞美巧、莫過絳樹。 〔以下略〕

「蒙書」と類書雙方の性格を併せもった文獻と考えられる<sup>20</sup>。ここで注目されるのは第 262 行から第 266 行の途中までと先に『言泉集』より引いた佚文 c)~h)、第 348、349 行と『遊仙窟』注に見える o) が内容的に一致する点である。兄弟姉妹に関する成句の配列など、『言泉集』とここに挙げた類書の間で、全く異なるところが無い。この一種の敦煌類書と『文場秀句』との間に関係を想定する指摘は、正しいと思われる<sup>21</sup>。

更に付け加えると、第 19 行と『文場鈔』の r)、s)、第 119 行と p) も同じ語彙の解説だ。P.2524 という一つの文獻に『文場秀句』、『文場鈔』両者に對應する内容が見られることは何を意味するのか。それは両書が同じ範疇に屬していた事実を

<sup>20</sup>P.2524 を始めとする諸殘卷に見えるこの文獻については王三慶 (1993) 97-99 頁参照。「語對」という假題もそれによる。

<sup>21</sup>P.2524 と『文場秀句』との關係については、李銘敬 (2003) 67-68 頁に指摘がある。

示唆するのではあるまいか。

一方で語彙・對句を主題ごとに分類の上、原據となる典籍こそ示さないが故事を注に加える、即ち類書としての側面が濃厚な P.2524 と関係があるとすれば、それは『文場秀句』自體がどのような文獻であったかという問題とも関わってくるだろう。同書の文獻的な性格については、第五節で改めて論じることとし、ここでは書誌的な問題の考察を續ける。

さて、「孟獻忠文場秀句」と人名を冠した書名が、o) に見られる。前節で挙げた P.2721 には「文場秀〔句〕（孟憲子作。）」とあった。『宋祕書省續編到四庫闕書目』卷二「子類・類書」には「孟獻子撰文場秀句一卷（闕）」とある。「憲」と「獻」は音が類似するので、「孟憲子」と「孟獻子」は同一人物を指すと考えてよからう。「孟獻忠」と「孟獻（憲）子」の関係については、いま知るところは無い。ただ李銘敬氏が指摘される如く同一人物である可能性は充分にあるかと思われる。その上で李氏は次のような見解を示しておられる。

唐代の金剛經靈驗譚の一種、『金剛般若經集驗記』（以下、『集驗記』）は日本にのみ舊鈔本の形で傳存する<sup>22</sup>。同書の撰者が實は「梓州司馬孟獻忠」なのである。卷首の自序によれば、『集驗記』は開元六年（718）に成ったと考えられる。従って、他にもいくつか論據はあるのだが、孟獻忠は武則天期から玄宗期の人物だ、李氏の結論はかく要約される<sup>23</sup>。

李氏のかかる立論に従えば、『文場秀句』は開元期までは確實に生きていた「孟獻忠」という人物によって撰述されたことになる。しかし、事はそう簡単でもないように思われる。次節では筆者が注目した資料を挙げた上で、この問題についての私見を示してみたい。

### 三、もう一人の「孟獻忠」

東京國立博物館所藏の國寶「王勃集卷第廿九・第三十」（以下、東博本）は、夙に名高い舊鈔本である<sup>24</sup>。王勃は初唐四傑に数えられる文學者、この鈔本は早けれ

<sup>22</sup>『集驗記』の景印本には古典保存會（1934）、古典保存會（1935）、古典保存會（1938）がある。これらに基づいて排印されたものが、卍續藏經 149（1976）に收められる。なお、『集驗記』については古典保存會（1934）及び古典保存會（1938）卷末に附された解説、呉光燦（1973）が参考になる。

<sup>23</sup>李銘敬（2003）68 頁に「另外、本書所收的獻忠自採故事亦多發生在萬歲通天年間至開元五年之間。據此大致可以推知、獻忠大抵是一位生活于武則天時代至唐玄宗時代的人物、其《文場秀句》亦當撰成于他成年以後的某時間。」とある。「本書」は『集驗記』を指す。

<sup>24</sup>紙面に「興福傳法」の藏印が見えるので、興福寺の舊藏品と考えられる。のち赤星鐵馬、富岡鐵齋（百鍊）・桃華（謙藏）父子、わかもと製藥（長尾家）の所有を経て、國有物となった。富岡文庫（1938）一、内藤湖南（1976a）110 頁、唐鈔本（1981）176 頁参照。

ば垂拱・永昌（685～689）の間<sup>25</sup>、遅くとも日本・慶雲四年（707）頃までには書寫された<sup>26</sup>と考えられる。

さて、東博本の卷三十は王勃自身の作品ではなく、彼の死を悼む親族・知友の文章を収める。ここではその中の「君沒後彭執古、孟獻忠与諸弟書」と題する一篇に目を向けたい。

表題（圖1）に「諸弟」とあり、また本文第一行にも「王六賢弟」とあるから、それは王勃の弟に宛てられた書簡と分かる。注目すべきはこのタイトルと「彭執古、孟獻忠諮」という末尾の記述（圖2）<sup>27</sup>だ。これによれば孟獻忠は王勃の知人だったと思われる。

内藤湖南はこの「孟獻忠」の「孟」を「血」と釋した<sup>28</sup>が、それでは文意が通らない。ここは羅振玉がそう読み<sup>29</sup>、杉村邦彦氏が賛意を表された<sup>30</sup>ように「孟」と考えるべきだろう。

いま東博本中に残る王勃を追悼した文章の書き手を「孟獻忠A」、『集驗記』の撰者を「孟獻忠B」と呼ぶことにする。その上で彼らの事跡を時代順に配列すれば、次のようになる。

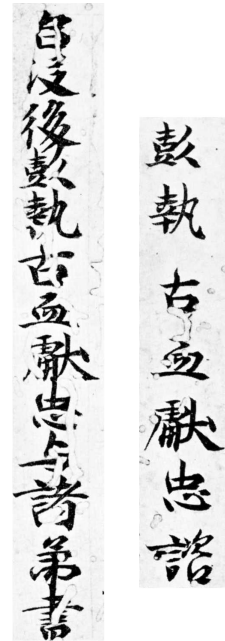


圖1：表題



圖2：末尾

上元三年（676） 王勃（650～）沒〔植木久行（2005）25-55頁〕。これ以降、數年のうちに（？）孟獻忠Aが彼を悼む文章を寄せる〔東博本卷三十〕。

萬歲通天元年（696） 僧侶の神晏、金剛經の靈驗を體驗する〔『集驗記』卷上「救護篇」〕。これ以降、孟獻忠Bがこの神晏の體驗談を直接彼より取材する。

長安三年（701） 孟獻忠B、申州司馬に任ぜられる〔『集驗記』卷上「延壽篇」〕。

開元六年（718） 梓州司馬の孟獻忠B、『集驗記』を脱稿〔『集驗記』卷首・

<sup>25</sup>内藤湖南（1976a）27頁はこの東博本の僚卷を稱して武則天の祖父の諱を避けながら、則天文字を用いていないことを根據に「可斷其鈔成於垂拱、永昌間矣。」と述べる。

<sup>26</sup>藏中進（1995）67-69頁はこの東博本を遣唐使によって日本へもたらされた原本を寫した鈔本だと考えている。原本自體の製作は天授から長安四年（690～704）のことだという。

<sup>27</sup>圖1、2は書跡名品叢刊146（1970）23-24頁から轉載した。圖版の使用に当たっては、二玄社書道編集部のご高配を賜った。記して謝意を表する。

<sup>28</sup>内藤湖南（1970）113頁、内藤湖南（1976b）31頁共に表題の「孟」を「血」と解する。

<sup>29</sup>羅振玉（1968）1193頁。

<sup>30</sup>杉村氏による舊鈔本王勃集の解説、書跡名品叢刊146（1970）40頁に見える。

自序〕。

『文場秀句』編纂に関わった「孟獻忠」（前節所掲『遊仙窟』注に引く佚文o）に見える）を假に「孟獻忠C」と呼ぶことにしよう。そうなると次の四種の事態が想定される。

「 $A \neq B \neq C$ 」、「 $A = B \neq C$ 」：『文場秀句』の成書時期を探る手掛かりは失われてしまう。

「 $A = B = C$ 」：孟獻忠は初盛唐の交に活動し、その頃『文場秀句』を著したことになる。

「 $A = C \neq B$ 」：王勃の友人である孟獻忠が初唐期に『文場秀句』を著した可能性が浮上。

「 $A \neq B = C$ 」：『集驗記』の撰者・孟獻忠が比較的盛唐寄りの時期に『文場秀句』を著す？

李銘敬氏が「 $B = C$ 」の立場を取られたことは、前節で既に述べたとおりである。同姓同名の人物が存在した可能性を排除できない<sup>31</sup>以上、この種の断定に危険が伴うことはいうまでもない。ましてや孟獻忠Bに比べて二十年早く活動を開始していたかもしれない「A」の記録が存する以上、『文場秀句』成書年代の推測にはより慎重な態度が求められよう。

王勃の友人であるからには、孟獻忠Aも知識人階層に属していたと想像される。前節で佚文を見た『文場秀句』を著す程度の能力は、當然持ち合わせていたはずだ。

本節で述べたところにより、『文場秀句』が著された時期は再び分からなくなった。「文場」という言葉が「科場」と同義だと考えれば、科擧制度がある程度は定着して後の成書だと推測されるが、これとても上限についてわずかに目安を示してくれるだけだ。

それでは下限に関しては、どうだろうか。實はそれと関わることだが、そもそも『文場秀句』という文献は一種のみではなかったらしい。次節でこの問題について検討してみる。

#### 四、もう一つの『文場秀句』

まず孟獻忠以外に『文場秀句』編纂に関わった人物がいたと示す記録を次に挙げておく。

<sup>31</sup>『寶刻叢編』卷八「唐太子中舍人楊承源碑」に『集古錄目』を引いて「唐孟獻忠撰。〔中略〕碑以景龍三年十月立。」とある。景龍三年（709）という紀年から、この孟獻忠は小論でいう孟獻忠A、B、Cのいずれとも同一人物たり得ると考えられる。ただ『墨池編』卷十七、『金石錄』卷五は同じ碑を著録しつつ、撰者名をいずれも「王獻忠」に作っているの、ここでは特に取り上げなかった。

『新唐書』卷六十「藝文志四・丁部集録・總集類」：「王起文場秀句一卷」  
『舊唐書』卷一百六十四「王起傳」：「(文宗)以莊恪太子登儲、欲令儒  
者授經、(起)乃兼太子侍讀、判太常卿、充禮儀詳定使、創造禮神九玉、  
奏議曰、〔中略〕從之。爲太子廣五運圖及文場秀句等獻之。(開成)三  
年、以本官充翰林侍講學士。」。

王起(760～847)は晩唐期の宰相<sup>32</sup>、彼より『文場秀句』を献上された莊恪太子(李永)は文宗の長子である。前節の年表に續いて『文場秀句』関連の事跡をまとめておこう。

大和九年(835)十一月 李訓、殺される。この後その黨與として王起、太子侍讀に轉任。

開成三年(838)十月 莊恪太子没。これ以前に王起、『文場秀句』を増補して献上<sup>33</sup>。

天成二年(927)正月 馮道、後唐の宰相に就任(～934)〔礪波護(1966)276頁〕。『文場秀句』をめぐる逸話はこの頃の出来事(乃至創作)?

この王起が『文場秀句』を著したという記録を前にして、我々は前節までに見てきた孟獻忠撰者説をどのように考えるべきだろうか。まず取り得る態度として、前々節に挙げた佚文o)『遊仙窟』注の誤記・脱文を疑うことが考えられる。現にそう解釋して、孟獻忠と『文場秀句』は無関係とされた先學も存在する<sup>34</sup>。だが、筆者の考え方はそれと異なる。

第一節に引いた「雜抄」、第二節所引の『遊仙窟』注、『宋祕書省續編到四庫闕書目』に『文場秀句』の撰者として「孟憲子」、「孟獻忠」、「孟獻子」の姓名が見えることは、既に述べたとおりだ。敦煌出土、日本傳存、中原傳世と系統が異なった資料にやや違う形とはいえ、その名が表れる以上、孟某が『文場秀句』撰述に関わった可能性を一概に否定するわけにはいくまい。更にいえば本節冒頭に引く「王起傳」に氣になる表現が見える。

「五運圖及び文場秀句を廣げて」の「廣」が、それである。これは「増補」、「増訂」の意であろうか<sup>35</sup>。もしそうだとすれば、既に存在した『文場秀句』の規模を

<sup>32</sup>王起の事跡については、福田俊昭(1991)を参照した。

<sup>33</sup>王三慶(1993)918-919頁。そこに見える王起、『文場秀句』関連の考證は参考になる。なお、『冊府元龜』卷四十「帝王部・好文」に開成元年二月と九月の記事に挟まれて「時又詔兵部尚書王起進文場秀句一卷。」という記述が見える。

<sup>34</sup>吉田幸一(1940)7-8頁、長田夏樹(2000)162-163頁。前者は誤傳の可能性も考える。

<sup>35</sup>山崎誠(1993)319頁に「例えば、文場秀句の場合には孟獻忠の原撰本を王起が増廣したことが知られる」とあるのも、この「廣」に着目しての論だろう。また鎌倉時代末期寫本『遊仙窟』注にも前々節所引の佚文o)と同様、「孟獻忠文場秀句曰、絳樹者古美妾也。」とあるのも、孟獻忠と

擴大したということになる。もっとも『新唐書』『藝文志』に「一卷」とある<sup>36</sup>から、分量的には「廣げ」たと稱えるほどでもなく、内容を精緻にした（あるいはそう稱した）ということだろうか。

以上に述べた事柄が正しいとすれば、王起以前に『文場秀句』が存在したこと、そしてそれを利用して彼が新たに同名の文献を著したこと、この二点は確實だといえる。その原『文場秀句』が孟獻忠（憲子、獻子）の手に成るものか否か、確言するのは難しい。孟獻忠撰、乃至そう稱するもの以外にも『文場秀句』が存在した事態も想定し得るからだ。

ただ、敦煌本「雜抄」にその名が表れる以上、孟憲子撰『文場秀句』が相當な流行を見ていたことは事實だと思われる。かくも流行していた文献だからこそ、王起による「廣」の対象ともなり得た、かかる想像は可能であろう。第一節で觸れたとおり、「雜抄」の成立年代には諸説が存する。しかし、遅くとも中唐だという立場に立てば、孟憲子『文場秀句』の成書は最も遅れて盛・中唐の交、またそれが王起版の藍本となった蓋然性は充分にある。以上、四節を費やし『文場秀句』という文献の成立、また書誌的な問題を分析してきた。次節では、この過程で得られた知見を念頭に置きつつ、同書の性格について考える。

## 五、『文場秀句』の位置付け

本節では『文場秀句』が唐代においてどのように認識され、また利用されたか、このことに關して初歩的な考察を試みる。佚文が少ない（しかも第二節で挙げたそれのうち<sup>o</sup>）を除けば、他は孟獻忠、王起いずれの『文場秀句』に屬するののかも分からない）以上、それと併せ用いる検討手段が必要だ。これまで度々言及した宋元の書目における分類が、その役割を果たすと思われる。

（1）『日本國見在書目録』：「十 小學家」に分類。

この場合の「小學」とは文字・音韻の學ではなく、字面どおり初學者向けの古典的知識という意味だろう。「(童)蒙書」としての側面を『文場秀句』がもっていたことは第一節で引いた馮道の「この程度のものに「中朝の士子」は頼っている」という意味の言葉からも確實である。第二節に挙げた佚文も、多くは成句・慣用語の解説めいた性格が色濃い。

もとより、現存の佚文はほとんど日本の古典籍に引かれたものばかりだ。外國人による斷片的な引用から、どの程度まで『文場秀句』の原貌を推測できるか、疑問は抱き得よう。ここで思い起こしていただきたいのは、王起が同書を「廣」げ

『文場秀句』の關連を證し得ようか。山崎誠（1993）252頁參照。

<sup>36</sup>『宋史』卷二百七「藝文志六・子類・類事類」にも、やはり「文場秀句一卷」とある。

たことである。

前節で述べた如く、王起版の『文場秀句』は莊恪太子への献上を目的として作成された。もちろん、皇太子による使用は單なる口實だったかもしれない。しかし、「廣」げたにも関わらず、分量はなおわずか「一卷」だったという点から考えて、この『文場秀句』改訂は勅命に基づく政府の組織的な大編纂事業とは全く性格を殊にしていたはずだ。

莊恪太子が當時、まだ若かっただろう事實<sup>37</sup>を考え合わせても、やはり王起が献上した『文場秀句』は初中等教育を目的とした學習書の性格を兼ね備えていたと思しい。更にいえば、それは王起が依據した原『文場秀句』が「蒙書」だった事實を示すのではないか。

(2)『宋祕書省續編到四庫闕書目』：「類書」、「宋史」「藝文志」：「類事類」類書の定義に曖昧な点があることは、早くより指摘されている<sup>38</sup>。分類が容易でない著作を便宜的に類書なる区分へ置くという處置も、目錄學史上しばしば取られてきた。

もとより宋元の書目の分類を誤り乃至便宜的な處置と考える、あるいはそもそも宋元人が『文場秀句』を見ていたか、それを疑うのは可能だろう。ここで想起されたいのは、第一節所引『舊五代史』や「雜抄」などに書名が見えた『兔園策』である。『文場秀句』と異なり、同書は敦煌から殘卷がいくつか發見されている。次にその一節を引用する。

S.1722 兔園策府

- 113 征東夷 問、風郊未清、月營頻偃、明組之俗、長
- 114 纓罕羈、雖挫遊魂、未除殘孽。今欲重飛雲鳥、
- 115 再動環龜、橫行遺玉之鄉、拓地捐琴之壑、將使
- 116 占蹄之俗、革化而內遷、負羽之軍、稜威而外蕩。
- 117 奇正之術、應有二權、攻取之方、佇聞三略。
- 118 對、竊聞風夷、吠夷之地、獷俗難陶、辰韓弁韓之
- 119 鄉、狼心易擾。綿曆既久、職貢靡修、成其旅拒之
- 120 心、熾其飛走之路。遂使荒城狡兔、未挂良弓、絕
- 121 島奔鯨、屢迷疎網。觀其向背之趣、議其姦
- 122 宄之由、良以前王無懷遠之威、歷代寡牢籠
- 123 之略。雖窮豎亥之筭、未越青丘、空問海人之衣

<sup>37</sup>莊恪太子の享年は不明。『舊唐書』卷一百七十五「莊恪太子傳」によれば大和六年（832）時點で「年幼」だったという。彼の沒時（838）、その父・文宗もまだ三十三歳であった。

<sup>38</sup>これについては、胡道靜（1982）8-14 頁に要を得た記述が見える。

124 唯臨滄沼。若使聲馳日域、化浹天崖、則落隼之

125 貢可徵、獻狐之資自至。〔以下略〕

「征東夷」は『兔園策』の篇名であり、この一節の主題である。これだけを見れば、單にその主題に沿った内容を持ち、且つまず整った形の駢文だという印象を受ける。

さて、S.1086 も同じ『兔園策府』の寫本だが、各處に雙行で注を挿入する形を取っている。一例を挙げると S.1722 の第 113 行にいう「風郊未清」以下の二句に「風謂風夷。論語、子欲居九夷。注、東方之夷有九種。傳曰、吠夷、犴夷、〔方夷<sup>39</sup>〕、黃夷、伯夷、赤夷、玄夷、風夷、陽夷。」という注が附される。これを含めてここに挙げた S.1722 の第 113 行からの十三行弱に對して、實に延べ二十種強の典籍を用いた注釋が施されているのである。

元來、『兔園策』は唐・太宗の皇子で蔣王に封ぜられた李惲が屬僚の杜嗣先に命じて作らせた科擧の策文を模した文章から成る書という<sup>40</sup>。「問」として科擧で出題されると假定した設問を、「對」以下に模範となる答案の文例を掲出するのは、かかる編纂の目的による。

この『兔園策』もやはりいくつかの書目では、「類書」という區分に著録されている<sup>41</sup>。だがその構成は『北堂書鈔』や『藝文類聚』といった現存最古の類書と明らかに異なる。

即ち、撰者自作の文章に各種典籍からの引用を注として挿入する形がそれだ<sup>42</sup>。唐宋人の考える類書とは、現在の我々が思うよりも遙かに廣い範圍に涉っていたと思しい<sup>43</sup>。

こういえば、あるいは次のような反論が出されるかもしれない。『兔園策』は主題ごとに項目を立てているし、また注においては出處を明確にした上で典籍を引用する。『文場秀句』がかかる構成を取っていたという證據は無い、むしろそうではなかったと思われる、と。

<sup>39</sup>郭長城（1984）59 頁、鄭阿財、朱鳳玉（2002）272 頁に従って、「方夷」を補った。

<sup>40</sup>『困學紀聞』卷十四「攷史」に「兔園策府三十卷、唐蔣王惲令僚佐杜嗣先倣應科目策、自設問對、引經史爲訓注。惲、太宗子、故用梁王兔園名其書。馮道兔園策謂此也。」とある。李惲は貞觀五年（631）、郊王に封、同十年（636）、蔣王に改封（『舊唐書』卷三「太宗紀」下）、上元元年（674）薨去（同卷五「高宗紀」下）。『兔園策』の編纂はこの間のことか。なお葉國良（1995）62-65 頁には葉氏が實見したとされる杜嗣先墓誌銘の録文及び考證を収める。墓誌の寫眞・拓本が存在せず詳細は不明だが、參考までにそこに見える情報を記しておく。即ち杜嗣先の生卒は 634-712、顯慶三年（658）より麟德元年（664）まで蔣王の屬僚だったという。

<sup>41</sup>『宋祕書省續編到四庫閣書目』が卷二「子類・類書」に「兔園策十卷」を、『遂初堂書目』が「類書類」に「兔園冊府」を置いている。撰者の名は共に記されていない。

<sup>42</sup>文體こそ策と賦で異なるが北宋・吳淑『事類賦注』はこの形式を受け繼いだ類書である。

<sup>43</sup>小論と直接は關わらないが、唐初の類書概念については大淵貴之（2006）が參考になる。

確かに、第二節で見た佚文には成句・語彙の定義はあっても、その典拠を示したものは無かった。もちろん、これだけの佚文からでは主題ごとの分類を取っていたか否かも分からない。ただ、唐人にとって『文場秀句』が類書たり得た可能性は充分にあった。

現存の『兔園策』残巻に二種類の形態が存すること、それこそ筆者がそう考える理由である。先にも述べたとおり S.1086、S.1722 は同じ『兔園策』の寫本だが、注の有無という点が決定的に異なる。これは注 40 で挙げた撰述の経緯から考えても「本來は單なる通俗童蒙書ではなかった」「『兔園策府』が文章の學習書として郷學や私塾においてひろく使用され、通俗童蒙書としての役割を果たした」こと、逆にいえばその新しい用途に適應させるべく、元來は存在した「雙行の注釋をまったく省いてしまった<sup>44</sup>」ことを示すと思われる。

もともと俗書でもなかった『兔園策』から典籍を用いた注釋を削ってしまうことにより、類書、あるいは次項で扱う作詩文指南書の性格は後退し、「蒙書」の性格は著しくなっただろう。これは「蒙書」とそれらとの距離が思いのほか小さかった、即ち童蒙書と正統的な類書との差は、つまるところ知識の典拠を示すか否かだけだったと示すのではないか<sup>45</sup>。

それでは『文場秀句』は類書なのかと問われれば、やはり明確に回答することは難しい。佚文から見る限り同書には四六文のような記誦の便も無いから、「蒙書」としての實用性にもやや缺けている。確かに、同書を我々がすぐに思い浮かべる正統的な類書ということはできまい。だがここに挙げた『兔園策』の例、また古典的な書目の分類を見るにつけても、幾分か非「正統的」ではあるが類書としての性格を否定することは無いと思われる。

### (3)『新唐書』「藝文志」：「總集類」に分類。

『新唐書』「藝文志」は王起『文場秀句』の前後に『河岳英靈集』、『中興間氣集』を配す。即ち、『文場秀句』は所謂「唐人選唐詩」（唐人による唐詩の選集）の並ぶ中に置かれたわけだ。これを根據に撰者が決して明確でない（孟某撰？）『文場秀句』は「蒙書」・類書の性格をもち、王起のそれは秀句集・詩評であり、両者は同名異書だと考える立場がある。

<sup>44</sup>「本來は」、「『兔園策府』が」、「雙行の注釋を」以下の鉤括弧内は礪波護（1966）128 頁から引用した。なお同書 126 頁にも言及されているが、本來は俗書でもなかった『兔園策』が通俗童蒙書と化していったことは、注 2 所引の『北夢瑣言』を参照されたい。

<sup>45</sup>注 40 所引『困學紀聞』、注 41 所引『宋祕書省續編四庫關書目』ではそれぞれ三十卷、十卷と『兔園策』の卷数が大きく異なる。呂思勉（1987）776 頁は三十卷の有注本から注を削った結果、十卷の無注本が成立したと解釋している。もしそうならば、『宋祕書省續編四庫關書目』は典籍の引用を含まない『兔園策』も類書と解していることになる。

しかし、果たしてそうであろうか<sup>46</sup>。王起の『文場秀句』が彼以前に存在した同名の書を元にして成ったことは前節で述べた。二つの『文場秀句』を特に無関係だと考えるのは、「蒙書」・類書の性質が集部のそれと並立し得ないという先入主があるからではなかろうか。

唐代の類書と詩文との関わりは、夙に指摘されている<sup>47</sup>。両者の関係を最も端的に示すのが、韋述（757 没）『集賢注記』の原注に見える玄宗の張説（燕公）に対する言葉である。

初尹鳳翔宣敕與燕公云、兒子欲學綴文。若御覽、類文、博要、珠英之類、部秩廣大。卿與學士撰集要事要文、以類相從、務要省便。（『玉海』卷五十七「藝文・記志」唐初學記條所引<sup>48</sup>）

玄宗が『初學記』の編纂を命じた意圖は、その皇子たちに「文を綴ることを學ば」せることに在った。この逸話の眞偽は措くとしても、同時代人たる韋述の記述に見える以上、遅くとも天寶期（742～756）、恐らくは開元（713～741）年間には類書が詩文を著す際の利用に供せられるものとの觀念が、知識人の間にある程度は流布していたと思しい<sup>49</sup>。『修文殿御覽』などといった既存の類書が「部秩廣大」だ（から必ずしも實用に適さない）と述べる點も勘案すれば、類書が作詩文と深い関わりをもっていたことは確實である。

『初學記』自體についていえば、その項の主題にまつわる故事等を集めた「敘事」、同じく對句の例を掲出した「事對」、及び先人による詩文の列挙が一つの單位を形作る構成となっている。「敘事」、「事對」と詩文の全てに典據が明示されていることは贅言を要さない。

『北堂書鈔』、『藝文類聚』も成句等の原據を單に示すのみならず、それらを用いた作品を各文體ごとに引用するなど、やはり作詩文に便宜を與える側面を有して

<sup>46</sup>那波利貞（1974）260 頁、李銘敬（2003）66-67 頁、張海鷗（2007）125 頁が、細部に差はあるにせよ、みな同名異書説を取っている。李氏は『通志』卷七十「藝文略八」が「詩評」に分類したことをも根據として、王起『文場秀句』は秀句集だと主張される。ただ「藝文略」は『通志』の撰者・鄭樵が實見していない書籍をも収録しており、その分類に依據して何らかの判断を下すことには危険が伴う。

<sup>47</sup>この種の指摘の中でも、近代以降では聞一多（1948）が最も早いと思われる。同じ問題に関する研究は少なくないが、唐以外の時代をも扱う專著としては方師鐸（1986）がある。

<sup>48</sup>元和二年（807）の序を有する『大唐新語』卷九「著述」にも類話が見える。そこで玄宗は皇子らのために編まれる類書に求める效用を明確に「須檢事及看文體」と述べている。なお隋代の類書『編珠』の卷首に置かれた編者・杜公瞻による序には煬帝が自らの詩作に役立てるため同書を編纂させた旨の記述がある。『編珠』には偽書説もあるが、假にこれが幾許かの事實を伝えるなら、類書と作詩文との關係は隋代から意識されていたことになる。

<sup>49</sup>市川任三（1968）33 頁は『初學記』の編纂開始を開元十四年（726）のことと推測する。

いた。これに加えて、『初學記』は複数の故事を對句として利用した例を「事對」に挙げるなど、利用者が詩文を著す際において、先行する類書以上に実用的だったと思われる<sup>50</sup>。

もとより、これらは正統的な類書についての事例である。『文場秀句』を含めて非「正統的」な類書の場合についても、作詩文との関わりが存在したと、果たしていい得るものだろうか。それについても、やはり『兔園策』との比較が有効な視座を提供してくれる。

書目において、『兔園策』が類書の項に置かれていたことは前項で見たとおりである。ところがこれらとは別に同書は集部、それも別集、文史、總集の各種に分類される場合があった<sup>51</sup>。

前述のとおり、『兔園策』は主題ごとに分類された策を収録した文献である。収められた策文の撰者を編者・杜嗣先自身と考えれば別集、複数人と解すればそれは總集だといえる。

問題は『宋史』『藝文志』が一方では『兔園策』を別集類に位置付けながら、もう一方では文史類に著録している点である。今日いうところの文學批評・理論に関する著作を集めた文史類に置く事実から、同書に單なる策文集以上の意味を見出していたと考えるべきであろう。即ち、文章の規範を示す作文法指南書としての性格が、それだったのではないか。『日本國見在書目錄』、『新唐書』『藝文志』が各々『兔園策』、『文場秀句』を總集に置くのも、書き手が複数だからではなく、單なる文集を超えた存在として捉えたためではないか<sup>52</sup>。

もちろん、『文場秀句』に作詩文指南書としての性格を見出そうとする態度には、違和感を覚える向きもあろう。注釋を削っても、まず形の整った四六文は残る『兔園策』が文章を著す際の規範だったと想像するのは、決して的外れな考え方でもあるまい<sup>53</sup>。それに比べて、第二節に掲げた佚文k)よりn)までがわずかに文章の體を成しているのを除けば、他はみな成句等の語釋でしかない『文場秀句』から、

<sup>50</sup> 『初學記』と作詩文の關係を分析した論考に中尾一成（2000）、韓艷玲（2002）がある。

<sup>51</sup> 『宋史』卷二百八「藝文志」七は「集部・別集類」に「杜嗣先兔園策十卷」を、同卷二百九「藝文志」八は「集部・文史類」に「杜嗣先兔園策府三十卷」を、『宋祕書省續編到四庫闕書目』卷一は「集類・別集」に「兔園策十卷」を、『日本國見在書目錄』は「冊 總集家」〔矢島玄亮（1984）229頁〕に各々「兔園策九卷」を著録する。『宋史』、『宋祕書省續編到四庫闕書目』（注41参照）は二箇所同じ著作を掲出しているわけである。これは不注意による重出というよりも、むしろ『兔園策』がいかに分類しにくいかを示していよう。

<sup>52</sup> 『日本國見在書目錄』に「文史家」のような分類は存在しない。『隋書』卷三十五「經籍志」四が『文心雕龍』を「集部・總集」に置くが如く、古くはいわゆる文學批評・理論の書は總集に含まれるのが一般的であった。總集と文史はなお未分化の状態だったのである。

<sup>53</sup> 以上『兔園策』については複数の先行研究を参照した。録文を含むものに郭長城（1984）、郭長城（1985）、王三慶（1993）519-536頁、周丕顯（1995）142-165頁がある。

詩文作成の技術を學べるものだろうか。

このような疑問は、抱かれて當然かもしれない。だが、一方でそこには作詩文指南書の範疇を狭く捉えている嫌いが無くもない。即ち、具體的に詩文を著す方法を示すだけが指南書ではなかろう。作詩文習得の過程におけるごく初歩の段階において、成句・故事の概略を知ることが、必須の要件である。その意味において、出典など初學者にとって必要ではない要素を削ぎ落とした『文場秀句』は有用性をもち得たと考えるべきではないか。

今一つ見落としてならないのは、原『文場秀句』を改編したと考えられる王起の存在だ。いかに若い皇太子の學習用とはいえ、公的な意味合いを帯びる以上、王起の『文場秀句』は原『文場秀句』に比べれば、幾分かは「蒙書」の性格を薄めたものだったと思われる。しかし、それにも増して興味深く思われるのは、当時の各界における彼の位置だろう。

李相國程、王僕射起、白少傅居易兄弟、張舍人仲素爲場中詞賦之最、言程式者、宗此五人。（『因話錄』卷三「商部」下）

李程、王起、白居易・行簡兄弟、張仲素は、みな相應の官に至った、當時のいわば著名人たちである。科擧試験における彼らの辭賦が極めて優れており、その「程式」について論じる者は、この五人を規範に仰いだと『因話錄』はいう。實は李程を除く四名に關しては、「詩格」<sup>54</sup>と稱する作詩法指南書を著した（乃至は作者に擬せられた）記録が残る。王起のそれ、『大中新行詩格』は書名を伝えるのみだが、中には佚文を伝えるものも存する。

王起は貞元十四年（798）、同十九年（803）、元和三年（808）に各々進士科、博學宏詞科、賢良方正能直言極諫科に及第、長慶元年（821）には省試覆試の考官、同二年（822）、同三年（823）、會昌三年（843）、同四年（844）には（權）知貢擧を務めた。李程ら四名もこれと類似の經歷を有しており、全員が科擧制度と縁の深い人生を送ったといえる。

官界での立身、その振り出しである受験を含む科擧關係の經歷、これら兩者も相俟って、彼らの詩文が當時の文化界で廣く喧傳されたことは、十分に想像される。更にいうならば、その作品に見られる風格・形式が文學的な規範としてもてはやされた事實、それは先に引いた『因話錄』から明らかだ。そういった状況の中で王起らが著した、もしくは著したとされる「詩格」がこれ以降の知識人の間に普及していったと考えるのは妥當だろう<sup>55</sup>。

<sup>54</sup> 「詩格」、『大中新行詩格』については各々張伯偉（2002）1-53頁、570-571頁を参照。

<sup>55</sup> 科擧試験と王起らの「詩格」との關係については張伯偉（2002）49頁に指摘が見える。

王起が改編した『文場秀句』も、『大中新行詩格』と同様に彼の名聲の高さを背景に、作詩文指南書として認識され、利用されることになったのではあるまいか<sup>56</sup>。第一節で引いた馮道の「中朝の士子 止だ文場秀句を看て、即ち舉業を爲」すという言葉には、幾許かの誇張も含まれるであろう。だが、高官にして華々しい科舉受験・主宰の経歴をもつ王起と『文場秀句』の関係を思うと、そこにはやはり何らかの事実が含まれていたと考えられる。即ち、『文場秀句』には作詩文指南書、より範囲を狭めれば受験参考書と見なし得る性格が備わっていたのである。唐末・五代には、かかる側面が顕著になっていたのだろう。各書目が同書を總集や文史の項に著録することも、その事実を今に示しているといえまいか。

以上、一節を用いて『文場秀句』が「蒙書」、類書、作詩文指南書という三分野の性格を有したであろうことを述べてきた。念のために申し添えておけば、これら三種類の要素は相矛盾するものではない。例えば學習が用途であれば「蒙書」、情報検索に用いるとすれば類書、得られた知識を詩歌・文章の作成に生かすならば作詩文指南書という具合に一つの著作がいくつもの側面をもち得る。従來のこういった文獻に関する研究では、かかる多面性（そもそも単一の側面のみで規定できる事物など存在するまいが）は等閑視される傾向にあった。本節で紙幅を費やして、この問題を論じた理由はここにこそ存する。次節では、これと関連して『文場秀句』とその周囲から読み取れる「變容」について考えたい。

## 六、「變容」の諸相——結論に代えて

まず、小論の冒頭で引いた馮道と任贊、あるいは『兔園策』と『文場秀句』をめぐるエピソードはいかに解されるか。歴史學の方面から提出された解釋を、二つ引用しておく<sup>57</sup>。

「馮道と『兔園冊』とのエピソードは名門意識の舊官僚が、田舎者あがりの宰相出現にたいする嫉妬と嘲弄を、いまに伝えるもの」

「これは『文場秀句』が唐末以來、よほど流行していてこそ成立する話であろう。」「『文場秀句』は、その名からすれば韻文試験で課される律詩（排律）の秀作を集めたものらしく、本來は皇太子の勉強用に編纂されたというのが、唐末には受験参考書としてずいぶん流行したようである。」

<sup>56</sup> 李銘敬（2003）66 頁も共に王起の編んだ『大中新行詩格』と『文場秀句』の關係に言及する。ただしそれは後者が孟某撰『文場秀句』とは全く別箇の著作であり、前者と同じく純粹に「詩格」、あるいは秀句集だと考える點で、小論とは決定的に立場を異にしている。

<sup>57</sup> 以下の二段に渉る引用はそれぞれ礪波護（1966）128 頁、井上進（2002）90 頁による。

これらの論は、特に『文場秀句』の佚文を顧慮した上で、立てられているわけではない。それはともかく、ここに引用した指摘には無視できないものがある。

馮道が宰相に就任したのは、唐の滅亡(907)より二十年後のことである。晩唐・五代の混亂を経て、「中朝の士子」、即ち古くからの名門貴族が政治權力を失っていったことは、今さら贅言するまでもない。更にいえば、彼らが失ったのは權力だけではなかった。

新興士族層に属したはずの馮道が『兔園策』を用いていると揶揄した貴族は『文場秀句』しか読んでいないといい返されて、効果的な反論をなし得なかった。馮道の言葉は幾分か割り引いて考える必要があるにせよ、そこから貴族たちは古典的教養の擔い手たる地位をも失っていたと分かる。少なくとも彼らのもつ文化的な地位は既に失墜していたのである。

なお、ここで「文場」の意味について少し述べておく。梁・劉勰『文心雕龍』「總術」篇に「贊曰、文場筆苑、有術有門。」とある。現存の文獻中では、これが最も早い用例だろう。「筆」が専ら散文を表すのに對して、「文」は直接には韻文を指していると考えられる。

『文心雕龍』に見える「文場」は文學自體、もしくは文藝作品を著す道を指しているよう。だが、これより以降、この言葉は今日いう「文壇」や文學の世界をむしろ示すことになる<sup>58</sup>。更に唐代に至って韋應物が作った次の詩には、それらとは違ったニュアンスが見て取れる。

決勝文場戰已酣、行應辟命復才堪。(『韋蘇州集』卷四「送章八元秀才擢第往上都應制」)

大曆六年(771)、進士科に及第した章八元は、韋應物と面會した後に、より上級の制舉を受験するため長安へ向かった<sup>59</sup>。従って、この詩にいう「文場」とは科舉試験を指している。

實をいえば、初唐の崔融(653~706)にも文學と科舉のいずれを指すとも解せる「文場」の見える詩が残っている<sup>60</sup>。所謂「科場」と同義の「文場」はこの頃まで遡れるのかもしれない。しからば表題からして、『文場秀句』は「受験参考書」の氣味を帯びていたといえる。

『文場秀句』が「蒙書」の性格を色濃くもっていたことは、第二節で掲げた佚文からも容易に看取される。立前として身分相應の教養を當然備えているはずの貴

<sup>58</sup>例えば梁・劉孝綽「司空安成康王碑銘」(『藝文類聚』卷四十七)にいう「義府文場、詞人髦士、波瀾莫際、牆仞難窺。」の「文場」は「文」の「場」としての意味を濃厚にもつ。

<sup>59</sup>この間の経緯は『唐才子傳』卷四「章八元」條に記述が見える。

<sup>60</sup>『文苑英華』卷三百十一「登東陽沈隱侯八詠樓」に「粵余添藩左、束髮事文場。」とある。なお、崔融は上元三年、辭殫文律科に及第している(『唐會要』卷七十六「貢舉中・制科舉」)。

族たちが、「受験参考書」を標榜する「蒙書」如きに頼って知識を得るようになっていた。逆にいえばそれは政治・文化両面の主體として新興士族が貴族に取って代わる一種の社会的な「變容」を示すのではないか。

『文場秀句』の周邊から見て取れる「變容」は、これだけに止まらない。その改編に關しても興味深く感じられる點がある。ここでも『兔園策』との對比が有効だと思われる。

注40所掲の『困學紀聞』が述べるとおり、『兔園策』は元來、太宗の皇子である蔣王暉の下で編まれた策を對象とする文集である<sup>61</sup>。この公式編纂物ともいうべき文獻は注釋を削るなどといった加工を経て、中下層の士人乃至は民間で初學者にも使われるようになっていった。このことは敦煌出土の上等とはいいいかねる筆跡の寫本からも裏付けられる<sup>62</sup>。

これとは逆に原『文場秀句』は、そもそもかかる公的性格を帯びていたとは思えない。孟獻忠の履歷や同書編纂の經緯は分からぬにせよ、この點は『兔園策』と大きく異なる。それが晩唐期に至って、高官且つ文化人たる王起の改編を受けることとなった。どれほどの改編だったかはともかく、著作としての地位は以前より高くなったはずだ。

一方は唐代の最上級階層の命による編纂物から初學者が用いる「蒙書」に變化を遂げ、もう一方は恐らく非公式の著作だったものが皇太子、ひいては貴族の學習に供されるようになる。社會の最上階から民間へ、あるいはその逆方向へ、もちろん本來の目的においても兩書は使用され續けていたはずだが、これは極めて大きい「變容」の實例であろう<sup>63</sup>。

この「變容」の經緯を明らかにする材料は乏しい。だが、それらは決して晩唐・五代に突如として起こった現象なのではない。中唐以前に民間で編まれたらう「雜抄」に『兔園策』の書名が見えたことは、第一節で述べたとおりである。参考となる例を一つ挙げる。

<sup>61</sup>『郡齋讀書志』卷十四「子類・類書類」に「兔園策十卷 右虞世南撰。奉王命、纂古今事爲詩十八門、皆偶麗之語。至五代時、行於民間、村野以授學童、故有遺下兔園策之諺。」とある。他の文獻が全て『兔園策』の撰者は杜嗣先だと述べる中で、これだけが虞世南と稱している。ともかく、それぞれ太宗、蔣王暉の側近くに在った虞世南、杜嗣先のいずれの手に成るとしても、初唐期の最も公的な世界で同書が編まれたことに間違いは無い。

<sup>62</sup>『兔園策』の殘卷は多く幼稚ともいえる筆跡で、しかも全て卷一のみが筆寫されている。礪波護(1966)128頁が指摘するとおり、手習い用に使われたことは歴然としている。

<sup>63</sup>隋代より「策學」と稱される科擧受験のための學問乃至教則本が存在したとの認識が初唐には既に存在した。その眞偽はさておき、かかる風潮が科擧で出題される策の問題及び解答例を示す『兔園策』の編纂に影響を與えた可能性は想像される。井上進(2002)87頁參照。このような事實を念頭に置くと、皇族の命による編纂物がまず受験參考書として士人に廣まり、ひいては「蒙書」として民間にまで入っていったという經路が想定できる。

兩驥 劉正兄弟二人、時号兩驥。、八龍 荀爽兄弟八人、時人号曰八龍。。〔中略〕三張、二陸。〔『白氏六帖類集』 卷六「兄弟」〕

『白氏六帖類集』は、白居易（772～846）が作詩文の利用に供するために自ら編んだ類書である<sup>64</sup>。この類書も『文場秀句』、『兔園策』、あるいは第二節で示した P.2524 と同じく、原據となる典籍を示さない。實用向けの類書とはおしなべてそうだったことが想像される。

さて、興味深いのは「兩驥」と「八龍」、「三張」と「二陸」が對になっている点である。これは『文場秀句』の佚文 e) と f)、g) と h)、更には P.2524 第 264、265 行とも一致する<sup>65</sup>。もちろん、この一事で白居易が非「正統的」な類書から影響を受けていたというつもりは無い。だが、彼のような時代を代表する知識人と『文場秀句』のようないわゆる俗書を用いる人々の距離が意外に小さかったことを探る糸口に、それはなるかもしれない。少なくとも、中唐のこの頃には先に述べた「變容」が進みつつあった、それは確かだろう。

『文場秀句』が複数の側面を有することは、前節で述べたとおりである。その「多面性」と本節で見た著作の用途、いい換えればその著作を利用する階層の「變容」、この兩者を併せ考える時、浮かび上がってくるものは何だろうか。それは文獻の性格をごく一面的に、成立時を中心に固定して捉える態度の偏狭さだと思われる。様々な「變容」という事象を認めることにより、「蒙書」、類書、作詩文指南書という後世の人間が便宜的に設けた分類を跳び越えて、當時の社會における知識獲得の實相が見えてくるはずだ。

そういった實相の中で『文場秀句』の内容、また普及が象徴するものは小さくない。歴史の分野でいえば唐・五代における政治權力の移動、階層の大變動がそれに当たる。學術、殊に文學だけに限ってみても、表面に現れてくる作品・理論のみならず、それらを下支えしていた階層、彼らの教養程度がいかに重要であったか、そのことを痛感させてくれる。

今に残る佚文より見る限り、『文場秀句』は幼稚な「蒙書」と考えるのが、我々の感覚では自然であろう。だが、早くは初唐、遅くとも中唐以前にその原型が著され、更に改編を経て上層階級にまで浸透していった事實を見直すことによって、唐・五代を通じて知識が變質していく様、ひいては豊饒なる詩文が生産された背景も明らかになってくる。かくて得られた視座は、文學自體の研究を進める上でも、今後極めて有用だと思われる。

<sup>64</sup> 『白氏六帖類集』については、胡道靜（1982）102-114 頁の解説が参考になる。

<sup>65</sup> P.2524 と『白氏六帖類集』の「兄弟」に關する對句の一致は王三慶（1993）817 頁參照。

最後に一つだけ附言しておきたい。『文場秀句』に關する專論は少ない。しかし、同書にわづかばかりではあっても言及した論考は古くから著されてきた<sup>66</sup>。ただ日本學・中國學、あるいは朝鮮學・比較文化論、更にこれら各々の中でも歴史・語學、文學の各種領域に渉るためか、それらが互いに参照され合うといった例はほとんど見られない。

小論では、できる限りこれらの先行研究を確認するべく努めたつもりだが、なお遺漏があるかと思われる。後世の分類に囚われて文獻を論じる危険は、本節で先に述べた。研究對象の捉え方だけでなく、專攻の枠も跳び越えて、『文場秀句』やそれを含む知識の有り様といった領域の研究を、諸分野の専門家がより深めていくことを祈りつつ筆を擱きたい。各方面からご示教を賜れるようお願い次第である。

## 引用文獻一覽

(著者名の後の括弧で括った數字はその論著の發表・出版年を意味する)

【日本語によるもの、乃至日本における出版物】

市川任三 (1968): 「初學記成立考」、『城南漢學』 10

井上進 (2002): 『中國出版文化史——書物世界と知の風景』 (名古屋大學出版會)

植木久行 (2005): 『詩人たちの生と死——唐詩人傳叢考』 (研文出版) 小論關連の部分は「初唐詩人王勃生卒年考——唐代詩人新疑年録 (2)」として『文經論叢』 24-3 (1989 年) に初出。

大淵貴之 (2006): 「唐創業期の「類書」概念——『藝文類聚』と『羣書治要』を手がかりとして」、『中國文學論集』 35

長田夏樹 (2000): 『長田夏樹論述集』 上 (ナカニシヤ出版) 小論關連の部分は「『遊仙窟』の成立に關する一考察——遊仙窟研究 その一」、「遊仙窟の注者達とその出自——ロナルド・イーガン氏の論文に關連して」として各々『神戸外大論叢』 5-2 (1954 年)、『萬葉』 96 (1977 年) に初出。

川口久雄 (1959): 『平安朝日本漢文學史の研究』 上 (明治書院)

川口久雄 (1961): 『平安朝日本漢文學史の研究』 下 (明治書院)

韓艷玲 (2002): 「類書と詩——『初學記』『事對』を中心に」、『中國學志』 17

神田喜一郎 (1930): 「遊仙窟に就いて」、『言語と文學』 2

<sup>66</sup> 神田喜一郎 (1930) 27 頁の佚文を『倭名類聚抄』に見出せるという指摘はその嚆矢である。また川口久雄 (1959) 352、410、415、488 頁、川口久雄 (1961) 745、1011 頁にも文獻としての性格に對する言及、佚文の所在に關する指摘など重要な記述が見える。更に前近代では『癸巳存稿』卷十四「科場書」の項が參考になる。

- 藏中進（1979）：藏中進編『江戸初期無刊記本遊仙窟 本文と索引』（和泉書院）
- 藏中進（1995）：『則天文字の研究』（翰林書房） 小論関連の部分は「上代則天文字考」として伊藤博、井手至編『小島憲之博士古稀記念論文集古典學藻』（塙書房、1982年）に初出。
- 呉光燦（1973）：『『金剛般若經集驗記』研究』、金知見、蔡印幻編『新羅佛教研究』（山喜房佛書林）
- 古典文庫 639（2000）：畑中榮編『言泉集』（古典文庫）
- 古典保存會（1934）：『金剛波若經集驗記』 1（古典保存會）
- 古典保存會（1935）：『金剛波若經集驗記』 2（古典保存會） 解説は橋本進吉氏の執筆。
- 古典保存會（1938）：『金剛波若經集驗記』（古典保存會） 解説は橋本進吉氏の執筆。
- 佐藤義寛（1992a）：『『三教指歸注集』の研究』（大谷大學）
- 佐藤義寛（1992b）：『三教指歸注集』（大谷大學）
- 書跡名品叢刊 146（1970）：『唐鈔本 王勃集』（二玄社）
- 新日本古典文學大系（1997）：馬淵和夫、小泉弘、今野達校注『三寶繪 注好選』（岩波書店） 「注好選」の校注は今野氏が擔當。
- 仲文章（1993）：幼學の會編『諸本集成仲文章注解』（勉誠社）
- 唐鈔本（1981）：大阪市立美術館編『唐鈔本』（同朋舎出版） 小論関連の部分は杉村邦彦氏の執筆。
- 礪波護（1966）：『馮道』（新人物往來社）
- 富岡文庫（1938）：『富岡文庫御藏書入札目録』（ヨハ子堂）
- 内藤湖南（1970）：「富岡氏藏唐鈔王勃集殘卷」、『内藤湖南全集』 7（筑摩書房） 初出は『支那學』 1-6（1921年）。
- 内藤湖南（1976a）：「上野氏藏唐鈔王勃集殘卷跋」、『内藤湖南全集』 14（筑摩書房） 初出は『王勃集』（上野理一、1910年）。
- 内藤湖南（1976b）：「富岡氏藏唐鈔王勃集殘卷跋」、『内藤湖南全集』 14（筑摩書房） 初出は京都帝國大學文學部『京都帝國大學文學部景印舊鈔本』 1（京都帝國大學文學部、1922年）。
- 中尾一成（2000）：『『初學記』試論』、『關西大學中國文學會紀要』 21
- 那波利貞（1974）：『唐代社會文化史研究』（創文社） 小論関連の部分は『支那學』 10 特別號（1942年）

福田俊昭（1991）：「王起の傳記」、『東洋研究』101

福田俊昭（1994）：「『注好選』所引の『文場秀句』考」、『東洋研究』113

卍續藏經 149（1976）：『卍續藏經』149（新文豐出版公司）

矢島玄亮（1984）：『日本國見在書目錄——集證と研究』（汲古書院）

山崎誠（1993）：『中世學問史の基底と展開』（和泉書院） 小論関連の部分は「鎌倉時代末期寫遊仙窟有注本殘卷について」、「『類林』追考——中世史漢物語の源流」として各々鎌倉時代語研究会編『鎌倉時代語研究』8（武藏野書院、1985年）161-215、168、『國文學研究資料館紀要』17（1991年）に初出。

吉田幸一（1940）：「遊仙窟注の制作・注者・渡來の年時について」、『書誌學』15-1

倭名類聚抄（1968）：京都大學文學部國語學國文學研究室編『諸本集成倭名類聚抄』本文篇（臨川書店）

#### 【中國語によるもの】

王三慶（1993）：『敦煌類書』（麗文文化事業）

郭長城（1984）：「敦煌寫本兔園策府敘録」、『敦煌學』8

郭長城（1985）：「敦煌寫本兔園策府逸注補」、『敦煌學』9

胡道靜（1982）：『中國古代的類書』（中華書局）

周一良（1998）：「敦煌寫本雜鈔考」、『周一良集』3 初出は『燕京學報』35（1948年）

周丕顯（1995）：『敦煌文獻研究』（甘肅文化出版社） 小論関連の部分は各々「巴黎藏伯字第二七二一號《雜抄・書目》初探」、「敦煌古鈔《兔園策府》考析」として中國敦煌吐魯番學會編『敦煌吐魯番學研究論文集』（漢語大詞典出版社、1990年）、『敦煌學輯刊』1994-2（1994年）に初出。

張海鷗（2007）：「從秀句到句圖」、『文學評論』2007-5

張伯偉（2002）：『全唐五代詩格彙考』（江蘇古籍出版社） 小論関連の部分は各々「略論佛學對晚唐五代詩格的影響」、「唐五代詩格叢考」、「古代文論中的詩格論」として『中華文史論叢』48（1991年）、『文獻』1994-3（1994年）、『文藝理論研究』1994-4（1994年）に一部が見える。

陳尚君（2005）：『舊五代史新輯會證』（復旦大學出版社）

鄭阿財、朱鳳玉（2002）：『敦煌蒙書研究』（甘肅教育出版社）

聞一多（1948）：「類書與詩」、『聞一多全集』3（開明書店、1948） 初出は『大公報文藝副刊』52（1934年）。

方師鐸（1986）：『傳統文學與類書之關係』（天津古籍出版社） もと臺灣・東海大學より1971年刊。

葉國良（1995）：「唐代墓誌考釋八則」、『臺大中文學報』7

羅振玉（1968）：「王子安集佚文」、『羅雪堂先生全集』初編3（文華出版公司）  
初出は『王子安集佚文』（1918年）。

李銘敬（2003）：「日本及敦煌文獻中所見《文場秀句》一書的考察」、『文學遺產』  
2003-2

呂思勉（1987）：『論學集林』（上海教育出版社） 小論関連の部分は『華東師大學報  
（人文科學）』1958-1（1958年）に「燕石札記」として初出。